

太平洋問題調査会の軌跡

—その設立経緯、目的、組織を中心として—

片 桐 庸 夫

問題の所在

筆者の太平洋問題調査会(The Institute of Pacific Relations:以下 I P R と略す)に対する基本的関心は、第一次世界大戦後の自由主義、国際主義、平和主義、デモクラシー(民意の尊重)といった風潮の高揚、科学思想の普及を背景とし、直接的には移民排斥問題、中国における排外主義運動の激化といった東西間の接触の増大にともなう太平洋地域の軋轢の深刻化を要因として、自由主義的で国際主義的な有識者の努力によって一九二五年にハワイのホノルルに設立され、一九六一年まで活動を続けた民間の調査研究団体の軌跡を振り返ることにある。

それを通じて、I P R の目的、活動の実体、満州事変、日本のワシントン・ロンドン両海軍条約廃棄、日中戦争、太平洋戦争など一連の事件の中でワシントン体制の崩壊、さらには戦後の冷戦と、I P R を取巻く国際環境の変動下に生じた I P R 設立当初の目的と実体との間の乖離、その存在意義や果たした役割などを考察することを目的としている。

また、I P R が民間の調査研究団体であったことから、最後に、I P R を一つの事例として国際社会における民間外交の意義や役割、そしてその可能性と限界性などについても考察することを意図している。

本稿では、筆者のそうした関心の一環として、I P R のそもそもの発

端から恒常的な機関として誕生するまでの経緯、その目的や組織とはいかなるものであったのかを考察し、I P R の基本像を把握することを目的としている。

第一章 I P R 設立の発端

1、発端

一九一九年はじめ、アメリカ Y M C A 事務局は、キリスト教の根本的かつ普遍的要素の検討、およびこれらの要素が太平洋地域の人々の相互理解を進める上での基盤となり得る方法の検討を主要テーマとし、太平洋地域の Y M C A の指導的地位にある人々を招集した会議をハワイのホノルルにおいて開催するように指示した。これが、I P R 設立のそもそもの発端である。

アメリカ Y M C A 事務局の指示に基づく会議の計画は、一九二一年六月にウイスクンシン州レイク・ジェニーヴァで開催された Y M C A の専任主事会議(Y. M. C. A. Employed Officers' Conference)において真剣に討議された。その際、Y M C A 総主事モット(John R. Motz)の理解と支持を得ることが、本計画を成功に導く上で不可欠と考えられた。そ

の結果、各YMCAからモットに対して会議の計画案などを含む資料が送られることになった。その中には、ホノルルの実業家で、汎パシフィック・ユニオン (Pan Pacific Union) をはじめ多くの国際的団体や民間団体に活躍し、ハワイ地域のYMCA設立にも尽力、しかもアメリカYMCA委員会 (National Y. M. C. A. Committee) の一員でもあったアサートン (Frank C. Atherton) を中心に作られたホノルルYMCAの計画案も含まれていた。モットは、この計画案に注目した。彼は、一九二一年一〇月八日、アサートンに書簡を送り、その中で「一九二三年にホノルルにおいて太平洋に臨接する諸国のYMCAの代表者を招集し、会議を開催するというホノルルYMCA提案の計画を検討したい」旨を伝えている。

これを受けて、一九二二年二月九日、当時ホノルルYMCAの会長であったホール (William G. Hall) は、アサートン夫妻、ビショップ博物館のクック (C. H. Cooke)、ハワイ大学教授ディーン (Arthur L. Dean)、弁護士フレアー (W. F. Frear)、ウェークフィールド (James Wakefield) の六名を招き、汎太平洋YMCA会議 (Pan-Pacific Y. M. C. A. Conference) を招集するための計画を立案する準備委員会委員を務めるよう要請した。

一九二二年二月九日、太平洋クラブ (Pacific Club) において第一回準備委員会が開催され、予定される汎太平洋YMCA会議の目的、性格などの諸問題をめぐる討議が行われた。その席上において、汎太平洋YMCA会議開催の目的として、抽象的ながら、一応太平洋に臨接する地域のYMCA幹事の研修が考えられ、内容としては、キリスト教の根本原理や普遍性とは何かを発見すること、および、この会議が太平洋地域の人々にとって相互理解を深める上での共通の基盤となり得る方法を検討すること、極めて宗教的色彩の濃いものが提案された。

翌一九二二年三月、ホノルルの準備委員会一行はモットと会談したが、その際に彼から右のような目的の汎太平洋YMCA会議招集を心から支持する旨を明らかにされた。

この段階にいたって、はじめて汎太平洋YMCA会議の計画を海外に披露することになった。一九二二年六月、北京で開催された万国キリスト教学生連合 (World's Christian Student Federation) の会議にホノルルYMCAのキラム (Lloyd R. Kilam) が出席し、同会議に参集したアジアのYMCA指導者に対して汎太平洋YMCA会議の計画を提示した。同時に、本計画についての若干の討議も交されたが、概して、この計画は好意的に迎えられるといえる。そのことは、この席上において、数カ国のYMCA指導者が会議開催を支持する旨を約束したことによっても示されている。

2、初期計画の目的

汎太平洋YMCA会議の計画が海外のYMCA指導者からも好意的評価を与えられたことよって、ホノルルの準備委員会は、この会議を実際に招集するかどうかの決定、および招集の決定をみた場合には、速やかに計画を具体化する必要に迫られることになったのである。かくて、一九二二年二月、アサートンとホノルルYMCAのアンダーソン (Robbins B. Anderson) の提唱によつて、実業家、学者、宗教家、教育者などのホノルルを代表する有識者三五名が一同に会し、汎太平洋YMCA会議を実際に招集するかどうかの検討を行った。そして、これについて投票に因つた結果、全員の賛成が得られ、会議招集の決定をみるこができたのである。同時に、アサートンとアンダーソンは、計画を進めるための委員会委員を任命する権限を与えられた。

この時に提出された計画中の会議の目的は、次の五点である。

一、青少年の人格や思想と太平洋に臨接する諸国の発展との関係について討議を行うこと。これらの諸国の進歩に対するYMCAの活動の責務について討議を行うこと。それらに関する効果的方法について意見の交換を行うこと。

一、世界の実情についての知識をふやし、それを通じて、YMCAの世界計画の強化を図ること。同計画が太平洋地域に該当する場合に

は、とりわけ強化に努めること。
 一、すべての国のYMCA活動における平信徒の指導力を強化すること。

一、会議代表団員の個人的面識や交友関係を通して、太平洋地域の人々の間の友誼のきずなを強化すること。

一、太平洋に臨接する諸国の人々のキリスト教への信仰心を強めること。

以上の五点の目的からも明らかのように、当初計画された汎太平洋YMCA会議は、あくまでもYMCAの活動の一環として企画されたもので、当時太平洋地域が直面していた現実的側面にあまり目を向けたものではなかった。従って、この会議は、極めて強い宗教的性格を帯びたものであったということができる。

3、アサートンの決意

アサートンは、その後アメリカ本土を旅行する機会を得、その際にYMCA指導者と来たるべき会議についての意見を交した。また、関係者との書簡のやり取りも重ねた。その間に、彼は、汎太平洋YMCA会議においては、単にYMCAにとつての当面の問題だけを討議すべきではないと次第に認識するようになり、太平洋の諸問題を幅広く扱えるような会議を再考するために一九二五年まで会議の開催を延期すべきであると考えるようになった⁽⁸⁾。

その理由としては、以下の点が考えられる。当初の会議の目的が純粋にキリスト教的であったのに対して、YMCAの中の太平洋に臨接する諸国の働く青年達の間から、数年来、さらに有益で大きな規模の事業を計画するために、YMCAの幹事を含む関係者の国際会議を開催する方が良いとの案が持上っていたこと。太平洋地域の人々の間に一層の相互理解と調和のとれた関係をもたらし事業に諸国の青年がもっと実際に賛助してくれることが望ましいと考えられていたこと。アサートンがこの方針に沿って考え、また計画を進めていた段階で、東西間の異文

化、異人種間の接触の増大、そして互い同士の無知から生ずる軋轢が深刻化したために、有識者の間に東西間の相互理解の必要性が認識されるようになったことである。換言すれば、当時は文明論的観点から、世界史上大西洋時代に代って太平洋時代が到来するものとなり広く信じられていたにもかかわらず、一九二四年のアメリカにおける排日移民法（ジョンソン法）の制定に象徴される移民排斥問題で日米関係は緊張し、その他カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどにおいても有色人種の移民を禁ずる措置に対してアジア諸国からの批判が高まっていた。これに加えて、中国においても、国民党革命の気運の高揚の中で西欧諸国に向けられた不平等条約（治外法権撤廃、関税自主権回復）撤廃要求と排外主義的民族主義が強まっていた。だが、太平洋地域には「国際連盟の治外法権区域」と評されたように、国際連盟の手もなかなか届かず、かといって、それに代るべき有効な機関も存在しなかった。その結果、必要以上に猜疑心を喚起し、問題を深刻化させていたことから、各国の国内政策や国家間の交渉、接触に多くの重大な問題のあることに気付いたこと。従って、太平洋地域の人々の間の相互理解を深め、調和のとれた関係を創出しなければならないと考えたこと。これらに加えて、アサートンが思想界の真摯な指導者の多くと会見した結果、もし太平洋に臨接する諸国の代表的な私的資格の男子、婦人の出席を求め、二週間程度毎日円卓に相会して事実と実際の事情を腹藏なく述べ合い、相互に学ばんと努め、将来に対して建設的計画を作り上げることができれば、価値ある多くの効果をおさめることができると感ずるようになったこと⁽⁹⁾などである。

アサートンは、こうした理由に基づいて、当初計画された宗教的目的のYMCA会議という狭い考え方を棄て、その代りに太平洋地域の若干の国々の代表的男子と婦人を集合し、一つの会議を開催しようと決意するにいたったのである⁽¹¹⁾。この決意の背景には、「吾々には彼の大西洋方面にある様な数代に亘る嫌悪敵意の遺産は無いのである。太平洋方面に於ける人種間敵対猜疑の感情は比較的最近に発生したものであるが故に

共に集り、腹藏なく事態に直面し、将来に対する吾等の態度を定めるに一層好都合であると思う。」という言葉に示されるように、ヨーロッパの諸問題に比較し、太平洋の諸問題に対する樂觀的姿勢がアサートンにあったといえよう。

4、ポルトシャッハ第二回Y.M.C.A.勤労青年世界会議

太平洋地域がかかえる問題の深刻さを主要な要因に、アサートンが一つの決意を行ったことよって、最初に意図された純粹にキリスト教的色彩のY.M.C.A.会議の構想は、その後次第に宗教的枠を越え、さらに幅広い会議のそれへと性格を変更されることになる。この件についての検討は、それまでの行きがかりからして、アサートンを中心にホノルルにおいて行われることになるのであるが、その変更はただちに進められたのではない。この点については後にまた触れるが、具体的に進められたのは、一九二三年五月三十一日に日本、アメリカ、中国からの代表も参加してオーストリアのポルトシャッハで開催された第二回Y.M.C.A.勤労青年世界会議 (World's Conference of Y. M. C. A. Workers among Boys) 以後、間を置いてからのことである。

この世界会議においては、ハワイから参加したルーミス (Charles F. Loomis) により汎太平洋会議の計画が示され、同会議の焦点を増大させることが原則的に承認された点が注目される。そして、汎太平洋会議に關して次の決議が行われた。

一、太平洋に臨接する諸国の青少年に対する道徳的、宗教的、知的、肉体的鍛練の大いなる必要性を認識すること。太平洋地域の火急の問題に対してキリスト教的解決策を緊急に打ち出す必要性を認識すること。

一、ハワイが太平洋の中心という地理的位置にあること、ハワイが長年にわたって太平洋地域の人々の利益共同体の形成を促進してきたこと、そしてハワイが人種間の理解と善意の発展に貢献してきたことから、ハワイが平信徒と専任主事による太平洋Y.M.C.A.会議開催

に最適な場所と信ずること。

一、ホノルルにおいて一九二五年二月にそうした会議を開催することは、平信徒やY.M.C.A.の幹事指導者の間の経験交換の機会を提供し、各地のY.M.C.A.が共通に当面する課題について建設的研究の機会を提供すること。この会議の結果、教会指導者の集団間の友情と一層の理解を深める機会が生まれること。太平洋地域の諸国におけるY.M.C.A.の仕事への刺激が与えられると信ずること。

決定されるべき課題

(一) 一九二五年にハワイのホノルルにおけるY.M.C.A.会議開催を承認すること。

(二) ハワイのY.M.C.A.に対し、太平洋地域の諸国の各国内委員会が国際会議を準備することを目的とした委員会を発足させるべく、三名の委員を任命するイニシアティブをとるように要請すること。なお、ハワイも同様に国際会議委員会委員として三名を任命すること。

国際会議委員会の権限は

A、会議の招請

B、会議の計画の枠組作り

(三) ハワイのY.M.C.A.に会議の計画作成に必要な予備作業を行うこと、および有力なキリスト教の平信徒と専任主事からなる代表団の派遣を確実にするために必要な宣伝を開始すること。

5、会議の性格変化

ポルトシャッハにおける会議についてルーミスの報告を受けたホノルルのY.M.C.A.は、アサートンを議長、アンダーソンを副議長、トレント (R.H. Trent) を財務、ディーン (A.L. Dean) をプログラム委員長、以下パーマー (A.W. Palmer)、原田助、李紹昌、ドール (James D. Dole) を委員とする準備委員会を組織した。

準備委員会が計画中の会議の性格その他の検討を行っていた最中の一九二三年二月七日、アサートンとルーミスは、日本、アメリカ、中国、

朝鮮、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンの各YMCAに対し協力依頼の書簡を送っている。それは、まず汎太平洋YMCA会議についてのそれまでの簡単な経緯を説明した後、次のように述べている。⁽¹⁵⁾

「……………われわれは、貴委員会が会議開催を承認するだけでなく、われわれに加わり、太平洋地域の諸国におけるキリスト教発展のために、この会議を一つの建設的勢力として育てることに協力するよう心から望んでいる。会議の目的は、キリスト教の観点から太平洋地域の人々のかかえる諸問題の中の幾つかの問題点について検討を加え、それらの解決に貢献する実際的かつ建設的提言を行うことにある。ハワイの準備委員会は、提案された会議に関する暫定的な声明を準備し、討議されると予想される議案をたてた。これは、あくまでも試案であり、一つの提案にすぎないことをご理解いただきたい。われわれは、逆に、そうした会議の目的、提出されるべきプログラム、達成されるべき成果などについて、あなた方の考えをうかがいたい。その会議があなた方の国の人々にとって有する価値、あなた方が討議されるべきと考える議案、今後の会議の持つて行き方に対するあなた方の見解や最も良いと思われる方法などについてあなた方の率直な意見表明を保証しないならば、会議は最大限の価値を引き出すことができないと思われる。それ故、われわれは、あなた方からの最大限に自由闊達な批判や提案を望んでいる。」

以上に続けて、アサートンとルミスは、一九二四年九月にニューヨーク⁽¹⁶⁾において数カ国の代表の参加のもとに開催される全体委員会の前に各国YMCA代表と個別にホノルルにて予備的会合を持ちたいとの意向を表明し、そのためのホノルルへの委員派遣を要請し、結びとしている。本書簡の中で注目すべきことは、汎太平洋YMCA会議の目的として既に見たように「キリスト教の観点から太平洋地域の人々のかかえる諸問題の中の幾つかの問題点について検討を加え、それらの解決に貢献する実際的かつ建設的提言を行うことにある」と述べている点である。つ

まり、ポルトジャッハへの会議の後、しばらくの間は、YMCAの組織がこの計画を進める上での母体であったことから、アサートンの決意にもかかわらず、関心の焦点は、専らキリスト教やYMCAとその事業に直接かかわる問題に限られていた。だが、右の書簡中の目的にあるように、たとえ「キリスト教の観点から」という但書付きとはいえ、会議の目的の比重の置かれ方が、次第に宗教的目的から「太平洋地域の人々のかかえる諸問題」という世俗的目的へと変化を示し始めた点である。

汎太平洋YMCA会議が世俗的目的へと比重を移し始めた要因としては、既に見た太平洋地域の情勢とアサートンの考え方の変化に加えて、アサートンを中心としてホノルルに準備委員会が組織されてから後、一連の会合が開かれ、会議の在り方、プログラムなどについて様々な面からの討議が行われ、それには、単にYMCAの関係者だけでなく、ハワイの学者、実業家、教育者、文化人といった幅広い分野の国際主義的な有識者の参加していたことが大きい⁽¹⁷⁾。そのために、キリスト教という宗教的枠に比較的こだわることなく太平洋地域が現にかかえる問題に目を向けることができたといえよう。同時に、討議の過程で討議それ自体が参加者に大きな刺激となり、彼らの会議に対する考え方の幅を広げることもなった。その意味で、準備委員会を構成したハワイの有識者が初期のYMCAのキリスト教的目的に限定された幅の狭い観点や目的を修正することに果たした役割には大きいものがある。

以上の要因に加えて、アメリカ本土をはじめその他の関係諸国の全体委員会委員も会議の討議範囲やプログラムなどの検討に積極的に参加し、彼らの考えをホノルルの準備委員会に伝えたこと、そして既に見たように、一九二三年一月七日付書簡でアサートンとルミスが各国のYMCAに意見を求めていたが、各国のYMCAもそれに応じて準備委員会と意見の交換を行い、刺激を与えたことも見過すことはできない。

(1) *Institute of Pacific Relations: Honolulu Session, June 30-July*

15, 1925 (Honolulu, 1925), p.7 (hereafter cited as *Honolulu Session*).

- (2) *Ibid.*
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*, p. 8.
- (5) *Ibid.*
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*
- (8) Frank C. Atherton, "Welcome Address to the Institute of Pacific Relations", *Addresses and Papers on Institute of Pacific Relations, 1st Conference, Honolulu 1925*, (Honolulu, 1925), (hereafter cited as *Institute of Pacific Relations*) vol. 1, p. 5 参照。エフ・シー・サートン「太平洋問題調査会」の目的」(沢柳政太郎編『太平洋の諸問題』太平洋問題調査会 一九二六年、六六頁) 参照。
- (9) 神崎駿「太平洋と国際問題」(『国際知識』一九二六年六月六日号) 五一頁。
- (10) *Institute of Pacific Relations*, vol. 1, pp. 4-5 参照。沢柳、前掲書、六五—六六頁参照。
- (11) *Ibid.*, p. 5 参照。同右書、六六頁参照。
- (12) 同右書、六五頁。
- (13) Paul F. Hooper, *Evasive Destiny: The Internationalist Movement in Modern Hawaii* (Honolulu, Univ. Press of Hawaii, 1980) p. 111 参照。
- (14) *Honolulu Session*, p. 9.
- (15) *Ibid.*, pp. 10—11.
- (16) 実際にはニューヨークでなく、アトランティック・シティで開催された。
- (17) IPRの設立に関して幸運であったのは、太平洋の中心という地理的位置にあるハワイにはIPRのような国際主義的団体を育くむ素地が伝統的に形成されており、ハワイが多くの人種を受け入れ、かつ調和を保っている世界主義的(コスモポリタン)社会との自負心をいなく自由主義的な国際主義者がIPR設立に計画の当初から参加していたことである。これらの人々の存在が、会議の実現や性格を幅広いものとすることを貢献したといえる。ハワイにおける国際主義について詳しくは、Hooper, *op. cit.* および Paul F. Hooper, "A History of Internationalism in Hawaii between 1900 and

1940" (Ph. D. dissertation, University of Hawaii, 1972) を参照のこと。

第二章 IPRの誕生

1. アトランティック・シティにおける予備相談会

ホノルルの準備委員会は、それまでの討議やアメリカ本土および各国のYMCAとの意見の交換のいわば成果として、一九二四年九月二一日にアトランティック・シティで開催の予定されていた予備相談会(General Calling Committee)の声明を準備した。この声明においては、提案された会議は太平洋諸国民の問題を取扱うこと、太平洋諸国民の接触と軋轢について考察すること、相互の理解と協力を促進させることがうたわれていた。そこには、会議の目的の比重が宗教的目的から太平洋の諸問題という世俗的それへと移ったことを明確にみる事ができる。

アトランティック・シティにおける予備相談会は、太平洋地域のYMCA九団体からの代表を集め、予定通り一九二四年九月二一日に開催された。参加者は、次の通りである。

- オーストラリア ホームズ(Harry N. Holmes)
- 中国 リー(John Y. Lee) トー(David Yui)
- カナダ バラントイン(Harry Ballantyne)
- ハワイ アサートン、ルーミス
- 日本 齊藤惣一、フェルプス(G.S. Phelps)
- 朝鮮 ブロックマン(F.M. Brockman)
- ニューヨーク ケナー(R.A. Kenner)
- フィリピン ターナー(E.S. Turner) ヤンロ(Hon. T.R. Yangco)
- アメリカ ブロックマン(Fletcher S. Brockman) ロス(G.A. Johnston Ross) スピース(James M. Speers) ゴット夫妻、モーリス(Jay A. Urice) フィッシャー(Galen Fisher) カーター

(E. C. Carter)、『ジーンキンス (E. C. Jenkins)』、『カルホーン (C. K. Calhoun)』、『ハーヴェイ (C. W. Harvey)』、『ハーシケルン (C. A. Herschleb)』、『マンチェスター (Herbert Manchester)』
 本会議は、ホノルルの準備委員会の案に沿った形で進められた。予定される会議に関しては、単に宗教関係の代表者のみの会合とせず、学者、実業家等を含め、議題の種類や範囲なども著しく拡大させることを決定した。そして、討議されるべき問題の背景を深く研究したペーパーを土台に、円卓会議における討議を通じて太平洋地域の相互理解の増進をはかることを宣言し、次の結論をまとめて閉会した。

一、会議の目的は、教育的であるべきこと。より十分な事実とより大きな調和に基づけられた明晰な思考に刺激を与えることに焦点を置くこと。

二、プログラムは、明らかに人々が当惑しており、その解決のためには行動がとられねばならないような太平洋の諸問題の中から選択され、たてられるべきこと。

三、参加者は、世論を形成するだけの影響力を持った人々からなる小規模のよりすぐれたグループであるべきこと。各国の参加者からなる予備相談会は、正式の招待状を発送する中央執行委員会に推薦名簿を提出するための委員会を組織すること。参加者は、必ずしもキリスト教徒である必要はないが、太平洋の諸問題の解決に対するキリスト教的アプローチに関心をいだいている人であるべきこと。

四、会議の進行は、一種の教育過程であるべきで、講演やフォーラムを含むこと。ただし、最大の特徴を円卓会議とすること。円卓会議では、参加者が同時に同一の問題を多面的に研究すべきこと。各円卓の立派な議長の指導において、専門家を参加させるべきこと。各円卓会議、フォーラム、講演の成果をまとめる作業が行われるべきこと。

五、会議の研究や討議等の範囲や計画に関して、ハワイのグループによって準備され、その後、印刷の上配布された声明は、会議の基本

的指針を示すものとして正式に承認され、採用された。

六、中央執行委員会は、ルミスを委員長とし、『アサートン、ディーン、ヤング (Y. Yang)』、『原田助、リー (S. C. Lee)』、『アカナ (Akaike Akana)』、『アンダーソン (R. B. Anderson)』、『ウエーヴァー (Galen Weaver)』、『アダムス (Romanzo Adams)』とつったホノルルの準備委員会で構成される。アサートンは、中央執行委員会と全体委員会双方の議長に任命された。中央執行委員会は、当委員会の委員数をふやすこと、および全体委員会での承認を十分に受けられるだけの会議の議題についての諸計画作りを進める権限を委任された。

従って、この予備相談会の結果、目的、性格、組織のあり方などを含めて、予定される会議の基本像が浮彫りにされたといえることができる。

第五項において触れられた「声明」は、アトランティック・シティでの全体委員会で承認され、新たにホノルルに設置された中央執行委員会から太平洋に臨接する諸国の各YMCAあてに計画中の会議の概容を示すものとして配布された。それは、予定の会議を「太平洋諸民族の諸問題に関する会議」(Conference on Problems of the Pacific People)と名付け、会議開催の理由、目的、歴史的背景、現況、会議の精神、範囲、組織、方法(円卓会議、フォーラム、講演など)、参加会員などについて簡単な説明を行うと同時に、「宗教、教育、経済、政治等の各方面に亘り、諸国人相協力して、太平洋の諸問題を攻究する」との案となっていた。

これに続いて、中央執行委員会は、「太平洋諸民族の諸問題に関する会議」に参加し、協働することを勧める回章を太平洋地域のYMCAに送ることとなった。その回章には、会議開催の趣旨が次のように述べられている。

「太平洋は、近年迄諸国民間の交通の障碍であったが、最近に至って此の状態は一変し、太平洋は却て交通貿易上の大通路となり、殊に海底電信と無線電信との発達が大洋沿岸の諸国民をして殆ど居ながら

に即座の通信を交はし得るに至らしめた……我等は此の如き新しき状態に処するに至りたるものである。故に、我等は皆々々所謂外国と外国人とに対して我等の蒙を啓き、目を明にし、我等の觀念を立て直すべき時代』にある事を述べ、然るにも係らず、翻て実状を省るに『我等は他国人他人種に対し、其の短所を指彈論難するにのみ急にして、人種の反感は却て漸く頭を抬げ、寛容融和の態度は却て利己心の跳梁の爲めに圧倒せらるる』有様な事を憂ひ、此の如き時代の必要に応ずるが爲めに、心ある者は事態を自然の漂流に放任して傍観すべからず、されば須らく、先づ諸国の一般民衆相互の間に十分なる了解の増進と根本的なる協調の実現を企図すべく、かかる誠実にして建設的なる民間の国際的努力に依り、遂には各国の政策、施政に迄實際上の好影響を及ぼすべきであつて、之等を目標として進むが此の度の国際会議の根本精神である」

2、エール・クラブにおける予備相談会

アトランティック・シティでの予備相談会において大旨ホルルの準備委員会の案が承認されたにもかかわらず、アサートンは、この相談会の結果に今一つ不十分なものを感じていた。彼は、計画委員会 (Planning Committee) に参加していたデイヴィス (J. Merle Davis) とホルル Y M C A のルミスの助言を受け、太平洋が真に必要としているのは異文明間の接触や異人種間の交渉に基づく太平洋地域の問題をめぐる国際的相談と研究に専念する民間の独立的組織以外にないとの結論にいたつた。

アサートンのこうした考えを披瀝する機会は、一九二五年二月二日に訪れることになった。この日、前駐日大使モリス (Ronald S. Morris) の発意によつて、アメリカ本土の予備相談会がニューヨークのエール・クラブにおいて開かれた。それは、スタンフォード大学総長ウィルバー (Ray L. Wilbur) 、ニューヨーク・タイムズのフィンレイ (John H. Finley) 、Y M C A 総主事キット、著作家兼評論家ラウエル (Chester

H. Rowell) 、博愛事業家スピーアス (J. M. Speers) 、ユニオン・セミナリのロス (G. A. Johnston Ross) 、クラーク大学教授ブレイクスリー (G. H. Blakeslee) が仮委員となつて開かれ、参加者は国際関係、殊に太平洋地域の問題に縁故経験の深いアメリカの学会、教育界、実業界、宗教界の有力者など約四〇名であった。アサートンは、この予備相談会の席上、予定される会議についての彼の考えを明らかにし、圧倒的支持を得ることに成功した。

そのことは、この予備相談会において議決された次の二つの大綱の中に、アサートンの考えが反映されていることにも示されている。

- 一、布哇の会議に於て、会議の目的遂行の爲めに常設機関を設立することの可能性を議すべし……
- 一、布哇会議の実行方法に関する提案

会議のプログラムは各国民間に利害若しくは興味の共通なる点を重視する方針とし、差異分岐の点のみを注視せざるべきこと、会議は論争的なるよりも寧ろ報道的教育的なるべきこと、会議は予め慎重に蒐集せる事実に関する参考資料を利用し得る様に準備すること、会議中多数の講演により太平洋の位置、太平洋一帯の地方に於ける共通の利害、沿岸諸国に於て過去十四年間に起れる変遷の詳細等の説述あるようにすべきこと……

これらの大綱は、ハワイの中央執行委員会に提出され、了承された。従つて、エール・クラブにおけるアメリカ本土の予備相談会の場において、ハワイ会議の枠組が形成されたといえる。

右の予備相談会の一つの成果として、ウイルバーのリーダーシップのもとに、アメリカ本土側の委員会がニューヨークに組織されたことがあげられる。それは、執行委員と評議員合わせて三二名から成つていた。たとえば、執行委員は委員長にウイルバー、副委員長ブレイクスリー、会計グラインス (Stanley E. Glines) 、書記カーター、委員として、バチルダー (Charles C. Batchelder) 、ブロックマン、フェアチャイルド (H. P. Fairchild) 、フォーブズ (W. C. Forbes) 、グリーン (James

D. Greene)・マートン(M. W. Martin)・プリンントン(George A. Plimpton)・ロス・スピーアース・ウイロンソン(George G. Wilson)によって構成されていた。また評議員は、ウイリアムズタウン政治学会の基金寄付者バルーク(Bernard M. Baruch)・ハーバード大学総長ローウエル(Lawrence A. Lowell)を含む一七名で構成されていた。

アメリカ本土側の委員会設立は、それまでハワイを中心にして推進されてきた「太平洋諸民族の諸問題に関する会議」設立の動きに対しアメリカ本土側の影響力が次第に増大すること、さらには、設立された後の同会議の活動の中心が漸次ハワイからニューヨークへ移行する一つの重要な契機となったことを意味している。そのことは、太平洋地域の各国のYMCAに対して会議設立の要請を行う提案をウイルバーがそれまでの準備過程において検討された理念や目的を集成する形で次のようにまとめたことにもみることができる。¹⁴⁾

IPRは、太平洋地域の問題に関心を持つ男女の会員からなる組織である。会員は、太平洋地域の人々の福祉増進のために、政府や他のいかなる組織の代表としてではなく、あくまでも個人として会議に参加する。

IPRの事業規模と事業に用いられる財源は、主に組織の形態と援助される額によって決定されよう。

IPRの主要な努力は、国際的に重要な事実を蒐集し、明らかにすることに向けられよう。そのことは、世論に影響を及ぼすこと、国際的調和や好感情を妨げる傾向のある現行の法律上行政上の諸手続きの改善を主張すること、個人的交際そして経済、教育、社会、政治、道徳、宗教といった分野の状況を改善すべく研究することなどによって、国際的友誼を深め、もって関係諸国の発展に建設的な寄与をなしえよう。

IPRは、その事業を実際的事とすることを目的とする。それは、国際関係における難問の解決や援助のための建設的手段を発展させることに貢献しよう。

純粹に学術的な科学的調査、たとえば異人種間の結婚のもたらす生物学的、社会学的影響や財政上困窮をきたしている国に融資する最良の方法についての調査は、究極的には極めて重要であるが、当面は財源が許す限り、これを行う。そうした事業すべてにわたって、IPRは最善かつ影響する所の大きい成果を収めるために、同様の目的を持つ他の組織との協力も行うであろう。

アメリカ本土側の委員会の影響力が次第に増大することに関しては、さらに、モリス、モット、ブレイクスリー、ウイルバーらが会議についての説明、参加要請、打合わせなどのためにニューヨークから日本や中国などを訪れたことにも示されている。¹⁵⁾

3、ハワイ会議

ハワイ会議の計画は、これまでにみた経緯を経てようやく実現の機を熟すことになった。ホノルルの中央委員会は、会議の名称を「太平洋諸民族の諸問題に関する会議」からウイルバーが用いたように「太平洋問題調査会」へと変更し、会議をまったくの独立組織とすることを明らかにした。そして、日本、アメリカ本土、中国、朝鮮、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、ハワイのYMCAに対し、各々男子二〇名、女子五名を越えざる非凡な代表者をハワイ会議に参加させるように改めて招待状を発送した。こうして、IPRハワイ会議は、一九二五年七月一日から二週間にわたってホノルル郊外のプナフ学校(Punahou School)で開催される運びになった。中央委員会は、それに向けて、数個の小委員会を設け、事務の分担を明確にさせた。その分担を担当したのは、アサートンを中心にハワイ大学総長ディーン、同教授原田助、ウエーヴァー、ルーミス、李紹昌の六名である。

なお、既にみたように、IPRの準備過程において、会議の目的が初期の宗教的目的から逸れていったにもかかわらず、YMCAの指導者はIPR設立の構想や目的に感銘し、IPRが独立した団体として活躍できるように指導権を放棄した。¹⁶⁾

ハワイ側のこのような動きに対して、太平洋に臨接する諸国の間では、IPRの目的とも一致することだが、東西間の軋轢の深刻化した情勢に対処するためには正確な情報の交換と冷静な討議が重要と信じられていた。⁽¹⁸⁾従って、招待を受けた各国のYMCAは、各々の立場から関心ある問題についての主張を行う機会が得られるとの判断に基づいて、代表団体 (Group) を組織しハワイに派遣した。⁽¹⁹⁾

ハワイ会議は、全体討議、円卓会議そして公開講演の形式で、予定通り二週間にわたって開催された。関心の中心は、人種問題、移民問題、そして中国の不平等条約撤廃問題であったが、その他にフィリピン、朝鮮の独立問題などについても触れられた。これらの討議については、本稿の目的から逸れるため別稿に譲ることとしたい。会議自体は、プログラムについての各代表団体の準備不足から、必ずしも十分な予備知識に裏付けられた充実した討議が行われたとはいえない面もあったが、民間レベルでの接触と友誼を深めることができたこと、各国の新聞社などからの注目を集め宣伝効果をあげることができたこと、民間の独立組織としての存在及び事業を行う上で必要な資金を調達できたことなどから、全体としてみた場合には、成功裏に幕を閉じることができたといえる。

(1) なお、一九二四年七月二四日付のアサートンから植原正直駐米大使に宛てた書簡の中では、会議の雰囲気や円満なものとするために、その目的を太平洋諸国民の接触問題と将来の提携について考究することと改め、「軋轢」を力説するのを止める旨が述べられている。事実、それ以後、準備委員会、中央事務局等においては「軋轢」の表現は用いられなくなった。この件については、渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』（渋沢栄一伝記資料刊行会、一九六一年）第三七巻、四六一頁参照。

(2) *Honolulu Session*, p. 12 参照。

(3) *Ibid.*

(4) 高木八尺「太平洋関係調査会の設立に就て」『外交時報』一九二五年一月一五号、第五三巻、六一頁）参照。

(5) Hooper, *op. cit.*, p. 111 参照。

(6) *Honolulu Session*, pp. 12-13.

(7) 沢柳、前掲書、二頁。

(8) 同右書、二一三頁。

(9) Hooper, *op. cit.*, p. 111 参照。

(10) *Ibid.*

(11) *Ibid.*

(12) 沢柳、前掲書、四一五頁。

(13) 同右書、五頁。

(14) *Honolulu Session*, pp. 26-27.

(15) 各国のYMCAに対しても同様のことと思われるが、会議をより内容のあるものとするために、出席者については、「力量及勢力に於て平凡なる人々の出席を得んよりは、非凡なる代表者」「第一流の有力者」を要請した。竜門社、前掲書、四五五、四六四頁参照。

(16) 日本側は、当初IPRを太平洋問題協議会と呼び、太平洋問題調査会と呼ぶようになったのは、一九二五年七月のハワイ会議（第一回）が終了したからのことである。

(17) Hooper, *op. cit.*, p. 113 参照。

(18) 緒方貞子「国際主義団体の役割」（細谷千博・斎藤真・今井清一・蠟山道雄編『日米関係——開戦に至る二〇年（一九三一—四一年）』東京大学出版会、一九七一年、第三巻、三二三頁）参照。

(19) 代表団体を *Delegation* という名称を用いないで単に *Group* とし、派遣代表員を呼ぶのも *Delegate* と言わずに *member* という名称を用いたのは、個人の資格において各々IPRの会員として共通の目的のために貢献することを期待したことによる。この件については、沢柳、前掲書、八一九頁参照のこと。

(20) IPRの一九二五年度の予算は、全体で七五、〇〇〇ドルで、その中の二五、七〇〇ドルがハワイで調達され、二五、〇〇〇ドルがアメリカ本土における個人、協会、ロックフェンラー、カーネギーといった財団などの寄付で補われた。その残りは、七カ国の各国IPRで負担した。日本の場合は、ハワイ会議への参加費用が三〇、〇〇〇円であった。その費用は、外務省補助二〇、〇〇〇円、三井・岩崎家よりの補助五、〇〇〇円、渋沢栄一の補助

一、〇〇〇円、それに渋沢栄一が日米関係委員会会員八名に補助を呼びかけて集めた四、〇〇〇円、計三〇、〇〇〇円でまかなわれた。詳しくは、沢柳前掲書、三九頁と竜門社、前掲書、四八五頁参照のこと。

第三章 IPRの制度化

1、IPRの恒久化

既にエール・クラブでの予備相談会において議決されていたことであるが、七月一日午前の全体会議において諸委員会の報告が行われ、その中で、永続的組織委員会の報告に基づいてIPRを永続の組織とすることが満場一致で決議された。また、この場において甲太平洋問題調査会の目的及び活動の範囲、乙その組織、丙財政計画の三点からなる次の要領が決定された。

甲インスチチュートの目的及活動の範囲

一、「太平洋問題調査会」Institute of Pacific Relations は、太平洋地方に対して深き興味を有する男女が政府又は其の他の団体の代表者たる資格を以てせず個人として関係諸国民の福祉を増進せんが爲めに、会合し協同する団体なり。

二、「インスチチュート」の活動の範囲及其の方法は調査会の組織の形式並に之を支持する財政状態に依りて決定せらるる可きものとす。

三、「インスチチュート」の主要なる努力は、国際的重要義ある各般の事実の蒐集及開明を為しかかる事実の知識の普及によりて世論の啓発を計り、以て関係諸国の進歩を援くる爲めに建設的の貢献を為さんとすること、現行の法律又は行政上の手続き迄に国際間の協調及親善を阻碍するが如きものある時は之等の改善を慫慂すること、議會直接の目的としては個人的交友接近に依り、又経済、教育、社会、道德及宗教の各方面の状況の改善を目的とする研究に依り、国際的友誼の増進を図ること、等に力を注がる可し。

四、「インスチチュート」は其の活動を常に實際的ならしむることを期し、依之国際関係の難問を除去し、又有用なる建設的手続を画策することに直接の援助とならんことを期す。

五、科学的研究にして其の窮極の価値は甚大なりと雖も、現在に於ては純學術的の意義を有するのみなる問題、例へば異人種間の雑婚の生理学的及社会学的の結果、或は資金を要する国に貸付をなすに當りて探る可き借款の最良方法、等の如き問題に就き本調査会は其の財政の許す限り學術的探究の遂行を企つ可し。

六、「インスチチュート」は其の活動の如何なる方面に於ても他に類似の目的を有する機関ある時は此と協力し、かくする事に依り最善にして徹底的なる効果を収むる事を期す可し。

乙インスチチュートの組織

一、F・C・アサートン、鶴見祐輔、温世珍、I・ネルソン及びR・L・ウイルバーの五氏を以て成る臨時組織準備委員会を任命し（之に自ら欠員を補欠する権限を与へ）而して此の委員会をして以下掲ぐるが如き要綱に基き永続的なる「太平洋問題調査会」の組織の任に當らしむる事。

二、「インスチチュート」の主要の活動及び役員任命の権限は定期（成る可く二年毎に開かるる會議）に在するものとす。

三、臨時組織準備委員会は「インスチチュート」の最初の評議員を指名すべし該「評議員会」は次回の會議迄其の職を務むべく、第二回以後は會議毎に同様の方法に依り次回迄を任期とする評議員を選任すべし。

四、「評議員会」の指揮の下に、常設中央事務局 Permanent Central Secretariat 及び成るべくは「調査事業主任」 Research Director を置き、實際事務に當らしむ。之等の機関は小雑誌を出版し、参考書目録を調製発行し、或は調査委員会を組織し、會議を召集し其他一般に中央にありて交換所の役を務む。

五、「インスチチュート」の評議員会が任命されたるときは、調査の

遂行、会議の出席者の選択、其他一般に「インスチテュート」の目的の遂行の爲めに夫々の団体 Group の組織を務むべきものとす。

丙財政の計画

一、「インスチテュート」の事業の継続の爲めに毎年七万五千弗の予算を見積り五カ年分だけを経営費に充つる基金として調達することにつとめ、且将来の会議等に関し今回の会議の経験に基き別に予算を設けて資金の準備をなすこと。

二、「評議会」は正当と認むる調査事務に対し資金の寄付を受くる権限あるものとす。

2、IPRの組織

要領の決定によつて、IPRの輪郭が明確化された。次に必要とされたことは、IPRを恒久的機関とすべく組織の確立を図ることであつた。その任務は、右規約乙第一項に基づいて、アサートン、鶴見祐輔、温世珍、I・ネルソン (I. Nelson) 及びウイルバーの五名によつて組織される臨時組織準備委員会に委ねられた。この委員会は、具体的には中央委員会 (Pacific Council) を創立し、事務所を開設し、二年後の第二回会議のための資金を集め、その準備を行うことを任務とした。一九二七年までに、中央委員会はホルル、サンフランシスコにおいて計三回会議を開催し、幹事としてルミリスとデイヴィスを任命し、さらに後には、研究部主任としてニュージーランドのコンドリフ (J.B. Conditte) を任命した。また太平洋に臨接する諸国におけるIPRの設立にも努力した。その間に、日本、アメリカ本土、中国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおいてIPRが組織され、オーストラリアにおいてはメルボルンとシドニーの二カ所に、カナダにおいてはモントリオール、トロント、バンクーバーの三カ所に、ニュージーランドにおいてはウェリントン、オークランド、クライストチャーチの三カ所に組織されることになった。それらの中、統轄的中央機関が設立されたのは、日本、アメリカ、中国の三カ国である。以上に加えて、地方的にハワイ、京城、

マニラにおいても調査会が組織された。⁽³⁾

これら各国のIPR理事長とハワイの中央執行委員会 (Central Executive Committee) の代表者によつて中央理事会が組織され、IPRを統轄する機関となつた。その理事は以下の人々であつた。⁽⁴⁾

理事長 ウイルバー (アメリカ)

副理事長 アサートン (ハワイ)

マカラム (オーストラリア)

ポールデン (カナダ)

余日章 (中国)

井上準之助 (日本)

アレン (ニュージーランド)

中央理事会は、IPRの実務執行を目的として、委員長をアサートンとし、その他ハワイ在任の人々を委員とする中央執行委員会委員を改めて任命した。こうして、太平洋問題調査会の組織は一応の完成をみたのである。

中央理事会は、一九二七年七月の第二回ハワイ会議開催前から会期中にわたつて、都合五回開かれ、次回会議役員及び開催地の決定、事業、規約、会費の分担、理事会役員選挙、参加を新たに勧誘すべき国 (ソヴェト、メキシコ、南米諸国、蘭領東インド) の検討などの問題が協議された。これに出席した各国の代表者は次の通りである。⁽⁵⁾

(豪州)

エフ、ダブルユー・エッグルストーン

検事長

ミス・パーシャ・シー・キャンベル

産業委員会研究部長

(キヤナダ)

サー・アーサー・カレール

学総長

ジョン・ネルソン

キヤナダ・サン生命保険会社

前カナダ出征軍総指揮官、現マギル大

(支那)

余日章 中国基督教青年会全国協会総幹事

陳立廷 同 幹事

(英國)

サー・フレデリック・ホワイト 前印度国民議会議長

ライオネル・カーティス 英国国際問題協会幹事

(ハワイ)

フランク・シー・アサトン キャッスル・クック会社副社長支配

人

(日本)

沢柳政太郎 (七月二二日以後は石井徹代る)

齊藤惣一

(ニュージーランド)

ヒュー・シー・テネント (後ウォールター・ナッシュ氏代る。

ニュージーランド労働党幹事)

(北米合衆国)

レイ・ライマン・ウイルバー スタンフォード大学総長

イー・シー・カーター 北米合衆国太平洋問題調査会名誉幹事

此外幹事長ジェー・マール・デヴィス、幹事チャールズ・エフ・ル

ーミス、調査部主任ジェー・ビー・コンドリフ列席す。

なお、それ以後の太平洋問題調査会の活動に大きな意義を持つことであるが、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド(以上イギリス自治領)の要望に基づいて、イギリスにも調査会への勧誘状が出された結果、第二回ハワイ会議からチャタム・ハウス(Chatham House)を本拠とする王立外交調査会(Royal Institute of International Affairs)が一団体として加入することになった。⁽⁶⁾

3、IPRの基本規約

中央理事会で協議された問題の中、太平洋問題調査会規約制定の問題

は、第一回のハワイ会議以来残されていた懸案であった。従って、第二回ハワイ会議開催の数カ月前から、幹事長以下中央執行委員は、ハワイの会員の援助を得て規約の起草作業を行っていた。中央理事会は、その成果を基礎に前後数回にわたって研究討議を重ねた結果、専門家による小委員会を組織し、これに検討を委ねることが適当との結論にいたった。これに基づいて、アーサー、カリイ、グリーン、デイヴィス、洪業、高柳賢三の五名から成る規案起草委員会が組織されることになった。起草委員会では、中央執行委員会の作成した草案を基礎に検討を行った。しかし、この草案がいささか詳細すぎるとの判断に達し、さらに簡単な草案を作成した。これは、中央理事会に提出され、多少の修正を加えられた後、完成をみ、七月二十九日の中央理事会の最後の会合において日本、中国、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの各首席代表によって署名された。「太平洋問題調査会基本規約」の主な条項は次の通りである。⁽⁷⁾

太平洋問題調査会基本規約 (抜粋)

第一条 名称

本会ノ名称ハ太平洋問題調査会トス

第二条 目的

本会ハ太平洋諸国民ノ相互関係改善ノ為メ其事情ヲ研究スルコトヲ目的トス

第三条 会 員

一、太平洋問題調査会ハ本規約ニ代表者ノ氏名ヲ付記セル国家単位及び将来本規約ノ定ムルトコロニヨリ会員トシテ加入スルコトアルヘキ他ノ国家単位ヨリ成ル右ノ構成ニ就テハ本規約ノ他ノ条項ノ適用ヲ受ク

二、本条第一項ニ所謂国家単位トハ太平洋内ニ存シ又ハ之ニ臨ミ或ハ又太平洋内ニ自治領・植民地・属領・領(委任統治地域タルト否トヲ問ハズ)ヲ有スル主権国又ハ自治国内ニ存スル本会ノ為メニ組織セラレタル国内理事会又ハ本会ト同様ノ目的ヲ有スル団体

ニシテ本規約ニヨリ組織セラルル中央理事会ニヨリ会員トシテ承認加入セラルルモノヲ云フ各組成国ハ一個ノ国内理事会又ハ之ニ準スル団体(以下国内理事会ト呼フ)ヲ有ス国内理事会ヲ作ルニ至ラサル有資格国ニハ中央理事会ノ承認ヲ経テ独立ノ地方的団体ヲ組織スルコトヲ得

三、本会ノ諸會議ニ於テ本条第二項ニ規定スル有資格国内ニ存スル異レル人種の又ハ地域の諸団体ノ完全ナル自己表現ヲ奨励スル為メ中央理事会及ビ事務局ハ右国家ノ国内理事会ノ同意ヲ得テ諸會議ニ於ル其代表及ヒ参加準備ノ為メ右諸団体ト直接ニ交渉ヲ為スコトヲ得

(第四項省略)

第四条 中央理事会

一、本会ハ各国内理事会ニ依リ任命セラレタル一人ノ理事及ビ評議員會議長ヲ以テ組織セラルル中央理事会之ヲ統轄ス中央理事会ノ理事ハ各々一票ノ表決権ヲ有ス

二、中央理事会ノ役員ハ議長第一副議長第二副議長ヨリ成ル右議長副議長ハ当然本会ノ議長及ビ副議長トナル議長及ビ副議長ハ定時會議中又ハ定時會議後ノ延期會合ニ於テ理事会ニ依リ選任セラレ次ノ定時會議ノ終了又ハ其後任者ノ選任アルマテ其職務ヲ行フ中央理事会ハ本会ノ事務局長及ビ會計主任ヲ任命ス事務局長ハ中央理事会ノ書記トシテノ職務ヲ行フ

三、中央理事会ノ定時會合ハ本會會議ノ期間中會議ノ行ハルル場所ニ於テ之ヲ開ク理事會議長ハ理事三名ノ請求アル時ハ十五日ヲ下ラサル電報予告又ハ二ヶ月ヲ下ラサル郵便予告ヲ与ヘテ臨時會合ヲ召集ス

(第四項省略)

五、中央理事会ノ定足数ハ四人ヲ下ルコトヲ得ス右定足数ハ英連邦國・支那・日本及ヒ北米合衆國ノ理事・代理理事又ハ代員ヲ含ムコトヲ要ス

六、本規約ニ別段ノ定メナキトキハ中央理事会ノ行動ハ出席理事ノ過半数ノ表決ニヨリ之ヲ決ス

(第七項省略)

第五条 事務局

事務局ハ中央理事会ノ機關ニシテ本會事業ノ遂行ヲ目的トス事務局ハ事務局長之ヲ統轄シ事務局長ハ事務局ノ活動ニ就キ中央理事会ニ對シ其責ヲ負フ事務局長ハ理事会ノ諸方針及ヒ諸規則ニ從フ本會諸活動ノ統轄監督又ハ遂行ニ妥当ナル役員ノ補助ヲ受ク

第六条 評議員會

中央理事会ハ評議員會ヲ任命ス事務局長ハ其職務ノ執行ニ就キ評議員會ノ意見ヲ徵シ其補助ヲ求ムルコトヲ得理事会ハ評議員會ニ適當ト思惟スル權限ヲ委任スルコトヲ得

右評議員會ヲ構成スル者ハ成ルヘク中央理事会ニ理事ヲ有スル諸國ヲ代表スルコトヲ要ス但シ少クモ三人ノ評議員ハ評議員會ノ定時會合ニ出席シ且本會ノ事務ノ情況ヲ知悉シ得ルニ充分ナル事務局近接ノ地ニ居住スルコトヲ要ス評議員會ハ少クモ六ヶ月ニ一回又理事長ノ請求アルトキハ何時ニテモ本會ノ事務執行及ヒ諸活動ニ関シ中央理事会議長ニ報告ヲナスコトヲ要ス

第七条 會 議

一、本會ノ會議ハ一定ノ期間ヲ隔テ中央理事会之ヲ召集ス但シ理事會ノ意見ニヨリ隨時召集ノ時期ヲ變更スルコトヲ得定時會議ノ外理事会ハ臨時會議ヲ召集スルコトヲ得會議ノ場所ハ理事会之ヲ定ム

二、會議ノ準備ハ日程其他ノ準備委員會及ヒ會議ノ開カルル地域内ニ於ル国内理事会ト協力シテ事務局長之ヲ行フ

三、定時會議ノ出席員ハ第三条ノ三項ノ場合ヲ除キ国内理事会及ヒ獨立ノ地方的団体之ヲ任命ス出席員數ノ割當ハ中央理事会之ヲ定ム

第八条 財 務

一、本会ノ費用ハ国際予算ニ依テ之ヲ支出ス国際予算ニ対スル出資ハ総テノ国内理事会及ヒ其他ノ方面ヨリ之ヲ求ム但シ右出資ハ本会ノ国際的管理ヲ成ルヘク完全ニ保全スル方法及ヒ程度ニ於テ為サルコトヲ要ス

(第二項省略)

三、本会ノ財算ハ中央理事会ニ帰属シ其資金ノ管理支出及ヒ其計算ハ理事会之ヲ統轄ス

(第四項省略)

第九条 付則及ビ細則

中央理事会ハ本規約ノ規定ニ抵触セサル限り理事会ノ事務及ヒ本会ノ事務ノ執行ニ就キ付則及ヒ細則ヲ設クル権限有ス

(第十条省略)

第十一条 批 准

本規約ハ各国内理事会之ヲ批准シタルトキヨリ効力ヲ生ス但シ国内理事会中之ヲ批准セサルモノアルモ他ノ規約当事者間ニ於ル効力ヲ妨ケス本規約ノ批准スル各国内理事会ノ表決ハ右国内理事会ノ権限アル役員之ヲ認証シテ事務局ニ登録スヘシ

かくて、中央理事会、事務局、評議員会の三大機関からなる中央組織⁽⁸⁾、各国支部が組織され、規約も整備されたことよって、IPRは太平洋地域に重大な利害関心を持つ諸国の民間人の手による恒久的調査研究として討議機関としての要件を充足し、「友誼の冒険⁽⁹⁾」を開始することになったのである。

(1) 沢柳、前掲書、四〇―四三頁。

(2) ホノルルYMCA会長のデイヴィスが、ハワイ会議終了後、名国支部(National Council)の設立を協議するために日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アメリカを歴訪した。原覚天「太平洋問題調査会のアジア研究と日本(1)」『アジア経済』一九七八年四月号、第一九卷四号、七一頁、参照。

(3) 斎藤惣一「中央理事会(PACIFIC COUNCIL)及びその事務局」(井上

準之助編『太平洋問題』日本評論社、一九二七年、一二頁)参照。

(4) 同右書、一二―一三頁参照。

(5) 同右書、一四―一五頁参照。

(6) なお、IPRの会員の単位は、原則的には国家単位(National Unit)であるが、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアは自治国家として会員となり得る一団体と認められた。イギリスについては、IPRと同様の目的を有する団体が存在する場合、本会のためにさらに別の「国内理事会」を組織する必要がないとの見地から、王立外交調査会を国内理事会と同一に扱うこととしたことによる。この結果、前インド立法議会議長ホワイト(Frederick White)がイギリス代表としてIPRに参加することになった。この件については、井上、前掲書、五八―五九頁および原、前掲書、七一―七二頁参照のこと。

(7) 高柳賢三「(2)『太平洋問題調査会』の規約、及び会の活動方針」(井上、前掲書、六一―六八頁)

(8) 規約第三条第三項によつて、一九二五年の第一回ハワイ会議に代表団を派遣した朝鮮とフィリピンは、一九二七年の第二回ハワイ会議以降、独立した団体として会議に代表団を送ることができなくなった。この規約が制定された背景には、日本側の強い要請があったといわれるが、独立を求めるフィリピンをかかえていたアメリカもこれに同意したことによる。原、前掲書、七二頁参照のこと。

(9) *San Francisco Business*, August 12, 1925.

結 論

以上、IPRの成立経緯、目的、組織を中心に考察してきたが、それらをここで整理することによってIPRの初期の基本像を把握し、むすびとしたい。

これまでみたように、IPRは、一九一九年にアメリカのYMCA事務局が太平洋地域のYMCAの指導的地位にある人々を招集し、キリストの精神の普及をはじめとする共通の諸問題を討議する会議の開催を提

案したことを発端として設定されたものである。

この案は、その後の計画準備過程において漸次変化した。それをもたらし直接の要因は、ハワイを中心として進められた計画準備作業に学者、実業家、宗教家、教育者をはじめ幅広い分野から国際主義的な有識者の参画したことが大きい。だが、それ以上に大きな要因は、一九二一年のワシントン会議以後の太平洋をとりまく情勢の深刻化―東西間の軋轢の高まり―にあった。それが有識者に東西間の理解不足、相手に対する知識の欠如を認識させ、そうした状況への対応の必要性を自覚させたことにあった。そして最後的には、YMCAの指導者もそれを認めざるを得なかったのである。

こうして、一九二五年七月一日から二週間にわたってホノルルに会議が開催され、その際の決議によって、IPRを永続的機関とすることが決定をみた。この決定に基づいて、中央組織と各国支部の設立、規約の制定などの作業がなされたが、IPRの目的の性格を形成する上で大きな意義を持ったのは、右の太平洋の情勢の深刻化に加えて科学思想の普及と第一次世界大戦の与えた教訓それにデモクラシーの風潮であった。

それらの影響を受けて、太平洋地域に利害関心を有する諸国の相互関係の改善を目的とし、諸国民間に存在する現実の問題を各国支部において常時科学的に調査研究すること、そしてその成果を持ち寄って、自由闊達な意見の交換と比較国際研究を行い、問題の本質を見極めんとし、合わせて友誼を深めるために、およそ隔年毎に国際会議を開催すること、そして、世論の啓蒙に努めること、以上を目的とする民間のIPRが設立されたのである。従って、IPRが取扱う問題は、政治、法律、外交、経済、教育、宗教など広範囲にわたることになった。

IPRの規約の基本は、既に掲げた基本規約第一条に述べられているように、科学的調査研究を行い、太平洋の諸問題に関する事実関係を把握することにある。その特色としては、各国に支部―各国の調査会―を設け、常時研究を行い、およそ隔年に一度国際会議（大会）を開催し、その時々的重要事項を友誼の精神に基づいて腹藏なく論議を尽くそうと

すること、IPRは民間の調査機関であり、各々の国家を代表するものではないこと、従って、会員はあくまでも個人の資格で参加し、討議の場では個人の所信を忌憚なく述べることに、会員は、学者、法律家、宗教家、実業家、教育家、労働運動家、マスコミ関係者など幅広いこと、国際会議においては、IPRとしての決議のようなものを一切行わないこと、また各国の政府に対して提言したり、世論の啓蒙に尽力することは奨励されるべきことであるが、それらは、国際会議が終了し帰国した後、会員が個人の資格で行うべきこと、などである。

IPRの組織については、基本的には太平洋に臨接するか同地域に格別の利害関心を有する国家もしくは自治領内に一つの支部を設置し、それらの諸国の理事会がIPRの会員を形成した。同時に、IPRの事業遂行のために、ホノルルに三大機関として中央理事会、事務局、評議員会が設置され、IPRの運営にあたった。

国際会議は原則上隔年に開催され、開催地については中央理事会がこれを決定した。

会計については、各国の理事会が寄付等の出資を求めて財政運営にあたり、中央の国際予算に分担金を出資する義務を負うこととされていた。以上で、IPRの基本像が明らかにされたことと思うが、IPR設立当時に、一体どれだけの者がその後一九六一年までの長きにわたって活動を継続することになると予想していたかは、疑問である。

民間機関であるだけに活動を継続するためには資金の調達を行わねばならず、またとりわけ満州事変から太平洋戦争にいたる一九三〇年代から四〇年にかけてのIPRを取り巻く国際環境の深刻化や戦後のマッカーシズムの洗礼などに象徴されるように、IPRの歩んだ軌跡は、決して平坦なものではなかった。

国際情勢の深刻化は、IPRの国際会議における討議にも反映され、IPRの「政治化」傾向の顕在化をもたらした。例えば、一九三六年八月のヨセミテにおける国際会議の際に、IPRが本来目的とした実証的調査研究と友誼とに裏付けられた討議がなされず、各々の会員の属する

国家の見解を反映した形で満州事変以降の日本の大陸政策への批難攻撃がなされた。那須皓の言によれば、「歪曲せるレンズ」⁽¹⁾で眺められた当時の日本は「火の瀑布の下」⁽²⁾に立たされたのと同然の状況に置かれ、逆に日本側も自国の政策を擁護することもあった。

こうした状況は、IPRの本来の目的と現実の姿との間に乖離の生じたことを意味した。それにもかかわらず、IPRが活動を継続し得たのは、科学的調査研究を行い、それを通じて友誼と相互理解を深めるといふ、ある意味では極めて素朴ともいえる目的と、それを維持せんとした自由主義的国際主義者の努力と友誼の精神の所産であったといえよう。

(1) 那須皓「火の瀑布の下に」(日本国際協会太平洋問題調査部編『太平洋問題』日本国際協会、一九三七年、一八一頁)。

(2) 同右書、一七八頁。

Beginning of “An Adventure in Friendliness”

—Establishment of the Institute of Pacific Relations in 1925—

Nobuo Katagiri

Summary

The Institute of Pacific Relations (IPR) originated from the YMCA movement was established in July, 1925 in Honolulu, Hawaii. This period suffered from bitter and growing frictions between Asia and the West. They were caused not only by incompatible political and economic interests, but also by racial antagonisms and cultural conflicts. For instance, the United States Congress had passed the Oriental Exclusion Act in 1924, which wounded Asian sensibilities and aroused anti-American feelings especially in Japan. The Chinese Nationalist revolution led by SunYat-sen was powerfully growing and anti-foreignism directed against the Western Powers was widespread in China.

Aware of the gulf between Asia and the West and eager to throw a bridge across it, a group of men and women devised the idea of holding a non-official conference of leaders personally based from Pacific countries to discuss the problems of mutual concern.

The first IPR conference was held in Honolulu in July, 1925. Its 150 members came from Hawaii and the American mainland, Japan, China, Korea, the Philippines, Canada, Australia and New Zealand. They presented each diverse background and attitude. But they had a common belief that if they could get together for friendly, frank discussion of the problems in the Pacific, these problems might prove to be less difficult than they seemed. Afterwards IPR continued its activities until 1961 under drastically changed international environments.

This paper focuses on the process of the establishment of the IPR and its objectives and organization. Through this work, the author attempts to describe the fundamental figure of the IPR.